

# 至誠館大学戦略部会規程

学校法人菅原学園

令和5年2月1日(制 定)

令和5年2月1日(発 行)

(第1版)

承 認	作 成
	
令和5年1月11日	令和5年1月10日

## 至誠館大学戦略部会規程

### （設置）

第1条 学校法人菅原学園経営戦略会議（以下「戦略会議」という。）に、至誠館大学戦略部会（以下「戦略部会」という。）を置く。

### （目的）

第2条 戦略部会は、戦略会議の求めに応じ、至誠館大学の経営に関する調査・分析及び企画・立案を行い、必要に応じて戦略会議の付議事項として提案することを目的とする。

### （構成）

第3条 戦略部会は、専務理事、常務理事、学長、副学長、学部長、法人本部長及び大学事務局長をもって構成する。ただし、必要に応じて、理事長の指名する者を出席させることができる。

### （開催日）

第4条 戦略部会は、必要に応じ随時開催する。

### （招集）

第5条 戦略部会は学長がこれを招集し、その議長となる。

### （協議事項等）

第6条 本戦略部会では、以下の協議事項等を行うものとする。

#### （1）協議すべき事項

- ①学部・学科・専攻の改廃・新設
- ②校地校舎の移転、施設の大規模改修・増設
- ③学費の変更
- ④人事に関する方針
- ⑤その他、理事長・学長が必要とする事項

#### （2）点検・承認すべき事項（報告を受け協議し、承認する事項）

- ①建学の理念、使命・目的、ポリシーの変更の承認
- ②中期計画の承認
- ③ガバナンスコードの改編の承認
- ④規程等の改編の承認
- ⑤次年度人事案の承認
- ⑥事業方針・計画（予算を含む）の承認
- ⑦内部監査結果の承認

（戦略会議への提案）

第7条 学長は、前条で協議等を行った事項で、戦略会議へ提案する事項については戦略会議規程第7条に基づき、戦略会議幹事へ速やかに提出するものとする。

（事務）

第8条 戦略部会の事務は大学事務局総務課において処理する。

（議事録）

第9条 戦略部会の議事については大学事務局総務課が議事録を作成する。

- 2 議事録に記載すべき事項は、会議の日時、場所、出席した構成員の氏名、審議事項の概要とする。
- 3 議事録には関係書類を添付し大学事務局総務課においてこれを保管する。

#### 附 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

制定 令和5年2月1日